

下線は認定を受けようとする課程の授業科目・単位数(様式第2号に記載の科目)

関西外国語大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、建学の理念に則り、公正な世界観にもとづき時代と社会の要請に応じていく実学の教授研究を通して、国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は学校法人関西外国語大学内部質保証推進規程に定める。

(認証評価機関による評価)

第 3 条 本学は、前条の措置に加え、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関による認証評価を受ける。

2 認証評価は、7 年以内の期間ごとに、適切な時期を設定して受ける。

(情報の公表)

第 4 条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって公表する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 5 条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修に関し必要な事項は関西外国語大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程に定める。

(組織)

第 6 条 本学に、学部、大学院ならびに留学生別科を置く。大学院に関する学則ならびに留学生別科規程は別に定める。

(職員)

第 7 条 本学に学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 本学に副学長を置くことができる。

第 8 条 本学に教育職員、事務職員およびその他の職員を置く。

第 9 条 教育職員を分けて、教授、准教授、助教、講師および助手とする。

(教授会)

第 10 条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長および教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准教授、助教、講師および助手その他職員を加えることがある。

第 11 条 教授会は、教育研究に関する重要な事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べる。

2 教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定するにあたり意見を述べる。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

- 4 教授会に関し必要な事項は教授会規程に定める。ただし、第 2 項に規定する学長が定めるものについては学長裁定で定める。

(教員連絡会議)

第 12 条 本学に教育研究、大学運営等に関する事項について報告および連絡する機関として、教員連絡会議を置く。

- 2 教員連絡会議に関し必要な事項は教員連絡会議規程に定める。

(各種委員会)

第 13 条 本学に全学教務委員会、その他委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第 2 章 学部、学科等

(学部および学科等)

第 14 条 本学に次の学部および学科等を置く。

外国語学部	英米語学科 スペイン語学科 英語・デジタルコミュニケーション学科 国際日本学科
英語国際学部	英語国際学科 アジア共創学科
英語キャリア学部	英語キャリア学科 英語キャリア学科小学校教員コース
国際共生学部	国際共生学科

(教育上の目的等)

第 15 条 各学部、学科等の人材養成目的等は次の各項のとおり定める。

- 2 外国語学部

本学部は、高度で実践的な言語運用能力の構築を行うのみならず、諸外国・地域に関する知識、言語・文化・歴史・宗教等を異にする人々との共生を志向する国際感覚、豊かな専門知識と幅広い視野を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

- (1) 英米語学科

本学科は、高度で実践的な英語運用能力の向上を図るとともに、英語圏をはじめとする諸外国・地域の歴史や文化に関する幅広い理解、国際感覚、ならびに豊かな専門知識を育むことにより、国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

- (2) スペイン語学科

本学科は、高度で実践的なスペイン語運用能力の向上を図るとともに、スペインやラテンアメリカを機軸とした諸外国の事情に関する幅広い理解、国際感覚、ならびに豊かな専門知識を育むことにより、国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

- (3) 英語・デジタルコミュニケーション学科

本学科は、高度で実践的な英語運用能力の向上を図るとともに、英語圏をはじめとする諸外国・地域の歴史や文化に関する幅広い理解、国際感覚、数理・データサイエンスの理解、ならびに豊かな

専門知識を育むことにより、デジタルツールを駆使し、国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

(4) 国際日本学科

本学科は、高度で実践的な英語運用能力を獲得したうえ、日本語・日本語教育および日本文化・社会に関する専門知識、ならびに豊かな人間性に裏付けられたコミュニケーション力を併せ持ち、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

3 英語国際学部

本学部は、英語ならびにアジア言語の実践的な運用能力を備え、グローバル社会のありよう、世界の文化・社会についての深い知識と教養を学修し、世界が抱える多様な課題を理解するとともにその解決に積極的に寄与し、世界の平和と持続的発展に広く貢献できるグローバル人材の育成を目的とする。

(1) 英語国際学科

本学科は、英語ならびに中国語の実践的な運用能力、グローバル社会・文化のありように関する幅広い知識と教養を備えるとともに、時代の要請に応えるデジタルリテラシー、現代社会の課題を創造的に解決する力などをもとに、力強く未来を構想し、新たな価値を創出することのできる未来創造型のグローバル人材の育成を目的とする。

(2) アジア共創学科

本学科は、英語ならびにアジア言語の実践的な運用能力、グローバル・アジアのありよう、アジアの文化・社会についての深い知識と教養の学修により、アジアの多様な人々と協働しつつ共創によって新たな価値を創出し、アジアを起点として世界の平和と持続的発展に広く貢献できるグローバル人材の育成を目的とする。

4 英語キャリア学部

本学部は、高度なコミュニケーションを可能とする英語力と、国際理解力と多文化共生力を基盤とし、併せて幅広い教養や豊かな人格形成等からなる英語キャリア基礎力を養成することにより、多文化共生社会においてリーダーシップを発揮する高度国際職業人につながる人材の育成を目的とする。

(1) 英語キャリア学科（小学校教員コースを除く）

本学科は、高度なコミュニケーションを可能とする本格的英語力と、社会科学の学修を通じて得る知識・論理的思考力・公正な視点および国際理解力と多文化共生力を基盤とし、併せて幅広い教養や豊かな人格形成等からなる英語キャリア基礎力を養成することにより、多文化共生社会においてリーダーシップを発揮する高度国際職業人につながる人材の育成を目的とする。

(2) 英語キャリア学科小学校教員コース

本コースは、教育に対する強い情熱・使命感を持ち、小学校教育に関する全領域にわたる優れた実践的指導能力を身につけ、コミュニケーションを可能とする英語力と、国際理解力と多文化共生力を有した高度国際職業人につながる人材の育成を目的とする。

5 国際共生学部

(1) 国際共生学科

本学部、学科は、海外で博士号を取得した外国人教員を中心とした国際通用性の高い専門教育と全授業科目オールイングリッシュ履修による学修や、主に欧米の海外協定先大学からの外国人留学生と肩を並べた共同学修を通じて、高度な英語実践力、異文化理解力、主体性を基盤とする地球市民

としての資質や能力養成することにより、予測困難な多文化共生時代において、新たな価値を創造する人材の育成を目的とする。

6 前4項の教育上の目的にかかる達成目標等を学生の態様に応じて定め、学生に明示する。

(入学定員および収容定員)

第 16 条 本学の学部、学科等の入学定員、編入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科等	入学定員	編入学定員 (2年次)	編入学定員 (3年次)	収容定員
外国語学部	英米語学科	730	0	200	3,320
	スペイン語学科	250	0	20	1,040
	英語・デジタルコミュニケーション学科	200	0	0	800
	国際日本学科	200	0	0	800
	小計	1,380	0	220	5,960
英語国際学部	英語国際学科	500	0	55	2,110
	アジア共創学科	200	2	17	840
	小計	700	2	72	2,950
英語キャリア学部	英語キャリア学科	120	0	0	480
	英語キャリア学科 小学校教員コース	50	0	0	200
	小計	170	0	0	680
国際共生学部	国際共生学科	70	0	30	340
	小計	70	0	30	340
合計		2,320	2	322	9,930

第 3 章 修業年限、在学年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第 17 条 修業年限は4年とする。

(在学年限)

第 18 条 在学年限は8年を超えることはできない。

(学年)

第 19 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第22条の規定により9月に入学した者の学年は、9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(学期)

第 20 条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から8月31日まで

秋学期 9月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の学期の始期および終期を変更することができる。

(学生の休業日)

第 21 条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は日曜日とする。

2 前項以外の休業日は、学長が第19条に規定する学年の初めに学年暦において定める。

3 学長は、必要がある場合、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時に定めることができる。

第 4 章 入 学

(入学の時期)

第 22 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、あらかじめ志願する者については、9 月とすることができる。

(入学資格)

第 23 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

(入学の出願)

第 24 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別表第 10 に定める入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学志願者の選抜)

第 25 条 前条の入学志願者については、入学者選抜規程により選抜を行う。

(入学手続および入学許可)

第 26 条 前条の選抜による合格者は、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに別表第 11 に定める入学金その他納付金を納めなければならない。
- 3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(編入学の資格)

第 27 条 本学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者または大学を中退した者（修学期間が 2 年以上であるものに限る）
- (2) 短期大学（わが国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定の外国大学（短期大学相当）日本校を含む）を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者
- (5) 外国において、第 1 号から第 3 号と同等以上の課程を履修したと学長が認められた者

(再入学)

第 28 条 本学への再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長が学年の始めにおいて相当年次に入学を許可することがある。

2 前項により再入学することのできる者は、第 48 条により本学を退学し 2 年以内の者とする。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第 29 条 編入学および再入学の出願、入学者選考、入学手続および入学許可は、第 22 条および第 24 条から第 26 条までの規定を準用する。

第 5 章 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 30 条 本学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条 授業の方法および内容ならびに 1 年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

2 学修成果にかかる評価および卒業の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育課程の編成方法)

第 32 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(1) 外国語学部

各授業科目を専門教育科目および全学共通教育科目に区分する。専門教育科目は専門必修科目、専門選択科目に分ける。

(2) 英語国際学部

各授業科目を専門教育科目および全学共通教育科目に区分する。専門教育科目は専門必修科目、専門選択科目に分ける。

(3) 英語キャリア学部

各授業科目を専門教育科目および全学共通教育科目に区分する。専門教育科目は専門複合科目、専門研究科目、専門初等教育科目に分ける。

(4) 国際共生学部

各授業科目を専門教育科目とする。専門教育科目は専門必修科目、専門選択必修科目、専門選択科目に区分する。

2 各学部の授業科目および単位数は、別表第 1 から第 8 のとおり定める。

(授業の方法)

第 32 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えないものとする。

(単位計算方法)

第 33 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ

とを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習および実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 34 条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第 44 条にもとづき行う。

- 2 試験に関し必要な事項は試験規程に定める。

(履修方法)

第 35 条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(履修科目の登録の上限)

第 36 条 学生が1学期間に履修科目として登録できる単位数の上限は、履修規程に定める。

(教職課程)

第 37 条 教員免許状を得ようとする者は、第 50 条に規定する卒業に必要な単位を修得するとともに、教育職員免許法および同施行規則により定める別表第 5 の単位をあわせて修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

- 2 前項の免許状の種類は、別表第 9 のとおりとする。

(日本語教員養成課程)

第 38 条 日本語教員養成課程の修了証を得ようとする者は、別表第 6 に定める単位をあわせて修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(司書等の資格課程)

第 39 条 図書館司書および司書教諭の資格を得ようとする者は、別表第 7 および別表第 8 に定める単位を修得しなければならない。履修方法に関し必要な事項は履修規程に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第 40 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。
- 4 前 3 項に定める他の大学等の履修等に関し必要な事項は履修規程および留学規程に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 41 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える

ことができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により履修した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学および再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 本学に入学を許可された者の既修得単位に関し必要な事項は履修規程に定める。

(編入学の単位認定)

第43条 編入学者にあつては、入学する前の大学等において修得した単位のうち、2年次に編入学する者は32単位、3年次に編入学する者は64単位を超えない範囲で、本学において履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に定める編入学の単位認定に関し必要な事項は履修規程に定める。

(成績)

第44条 履修成績の基準は次のとおりとする。

優	100点～80点	}	合格
良	79点～70点		
可	69点～60点		
不可	59点～0点		不合格

第6章 留学、休学および退学等

(留学)

第45条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関との協定または合意にもとづき、当該大学等の授業科目を履修することをいう。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、留学を希望する者に対して、学長が留学を許可する。
- 3 留学期間は2年を限度として本学の在学期間に算入する。
- 4 留学期間中、学生は授業料その他学生納付金を全額納入しなければならない。
- 5 留学に関し必要な事項は留学規程に定める。

(休学)

第46条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学期間は1年以内とする。
- 3 休学期間は通算して2年を超えることができない。

- 4 休学期間は在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中は授業料および教育充実費の全額を免除する。ただし、別表第 11 に定める在籍料を納付しなければならない。
- 6 休学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(復学)

- 第 47 条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することができる。
- 2 復学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(退学)

- 第 48 条 病気その他のやむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。
- 2 退学の手続に関し必要な事項は学生細則に定める。

(除籍)

- 第 49 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 授業料その他納付金納付の義務を怠り届け出なくして滞納 30 日に及ぶ者
 - (2) 第 18 条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第 46 条第 3 項に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 履修規程に定める留年期間を超えた者
 - (5) 行方不明者

第 7 章 卒業および学位の授与

(卒業の認定)

- 第 50 条 本学に第 17 条に規定する修業年限 4 年以上在学し、次の各項に定める卒業に必要な単位等を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 外国語学部
 - (1) 英米語学科

専門必修科目 40 単位、専門選択科目から 52 単位以上、全学共通教育科目および専門選択科目から 32 単位以上。
 - (2) スペイン語学科

専門必修科目 44 単位、専門選択科目から 52 単位以上、全学共通教育科目および専門選択科目から 28 単位以上。
 - (3) 英語・デジタルコミュニケーション学科

専門必修科目 40 単位、専門選択科目から 52 単位以上、全学共通教育科目および専門選択科目から 32 単位以上。
 - (4) 国際日本学科

専門必修科目 44 単位、専門選択科目から 66 単位以上、全学共通教育科目および専門選択科目から 18 単位以上。
 - 3 英語国際学部
 - (1) 英語国際学科

専門必修科目 40 単位、専門選択科目から 66 単位以上、全学共通教育科目および専門選択科目から 18 単位以上。

- (2) アジア共創学科
 専門教育科目 106 単位、全学共通教育科目および専門選択科目から 18 単位以上。
- 4 英語キャリア学部
- (1) 英語キャリア学科（小学校教員コースを除く）
 専門複合科目から 38 単位、専門研究科目から 78 単位以上、全学共通教育科目から 8 単位以上。
- (2) 英語キャリア学科小学校教員コース
 専門複合科目から 20 単位、専門研究科目から 24 単位以上、専門初等教育科目から 72 単位以上、
 全学共通教育科目から 8 単位以上を修得し、かつ小学校教諭一種免許状を取得。
- 5 国際共生学部
- (1) 国際共生学科
 専門必修科目 32 単位、専門選択必修科目から 20 単位、専門選択科目から 72 単位以上。

(学位の授与)

- 第 51 条 卒業した者に対し、学士の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関し必要な事項は学位規程に定める。

第 8 章 賞 罰

(表 彰)

- 第 52 条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。
- 2 表彰に関し必要な事項は学生細則に定める。

(懲 戒)

- 第 53 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
- 3 前項の退学は、次の号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

第 9 章 科目等履修生、研究生および外国人留学生

(科目等履修生)

- 第 54 条 本学の学部学生以外の者で、本学学部における授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が科目等履修生として許可する。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は科目等履修生規程に定める。

(研究生)

- 第 55 条 本学の学部学生以外の者で、本学学部において特定事項に関する研究を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が研究生として許可する。
- 2 研究生に関し必要な事項は研究生規程に定める。

(外国人留学生)

第 56 条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第 10 章 学生納付金

(授業料その他納付金の納付)

第 57 条 学生は、別表第 11 に定める授業料その他納付金を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 授業料その他納付金の分納、延納または減免については、願い出により、これを許可することができる。
- 3 授業料は、欠席中または停学中であってもこれを減免しない。
- 4 その他納付に関し必要な事項は授業料その他納付金規程に定める。

(授業料その他納付金の返還)

第 58 条 既納の授業料その他納付金は、原則として返還しない。ただし、在籍する学期前にその期分の授業料その他納付金を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、または退学もしくは休学を願い出たときについては、授業料その他納付金規程に定めるところによる。

- 2 退学、除籍の者であっても既納の授業料その他納付金は返還しない。
- 3 その他返還に関し必要な事項は授業料その他納付金規程に定める。

第 11 章 付属施設

(付属施設)

第 59 条 本学に図書館学術情報センター、国際文化研究所、人権教育思想研究所、教職教育センターおよびイベロアメリカ研究センターを付設する。

- 2 付属施設に関し必要な事項は別に定める。

第 12 章 奨学制度

(奨学制度)

第 60 条 本学に奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 公開講座

(公開講座)

第 61 条 社会人の教養を高めることにより、文化の向上に資するためおよび職業または実社会に必要な能力を育成するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は別に定める。

第 14 章 雑 則

(改 廢)

第 62 条 この学則の改廢は理事会が行う。

(細 則)

第 63 条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

改正	昭和47年4月1日	平成3年4月1日	平成21年11月1日
	昭和50年4月1日	平成3年9月15日	平成22年4月1日
	昭和51年4月1日	平成4年4月1日	平成23年4月1日
	昭和52年4月1日	平成5年4月1日	平成24年4月1日
	昭和53年4月1日	平成6年4月1日	平成25年4月1日
	昭和54年4月1日	平成8年4月1日	平成26年4月1日
	昭和55年4月1日	平成9年4月1日	平成27年4月1日
	昭和56年4月1日	平成10年4月1日	平成29年4月1日
	昭和57年4月1日	平成11年4月1日	平成30年4月1日
	昭和58年4月1日	平成12年4月1日	2019年4月1日
	昭和59年4月1日	平成14年4月1日	2021年4月1日
	昭和60年4月1日	平成15年4月1日	2021年5月1日
	昭和61年4月1日	平成16年4月1日	2022年4月1日
	昭和62年4月1日	平成17年12月1日	2023年4月1日
	昭和63年4月1日	平成19年4月1日	2024年4月1日
	平成元年4月1日	平成20年4月1日	
	平成2年4月1日	平成21年4月1日	

附 則

この学則の改正は、2025年4月1日から施行する。

授 業 科 目 (第32条、第37条、第38条、第39条関係)

別表第1 外国語学部

英米語学科 【省略】

スペイン語学科 【省略】

英語・デジタルコミュニケーション学科 【省略】

国際日本学科

専門教育科目

区分	授 業 科 目	単位数	
専 門 教 育 科 目	専 門 必 修 科 目	Introduction to Academic English	2
		Essay Writing I	2
		Essay Writing II	2
		Essay Writing III	2
		Academic Reading I	4
		Academic Reading II	4
		Academic Reading III	4
		Academic Reading IV	4
		Communication in English I	2
		Communication in English II	2
		Communication in English III	2
		<u>Communication in English IV</u>	2
		English Presentation and Discussion A	4
		English Presentation and Discussion B	4
国際日本基礎演習 I	2		
国際日本基礎演習 II	2		

区分	授 業 科 目	単位数	
専 門 教 育 科 目	専 門 選 択 科 目	国際日本文化論	4
		<u>日本文学史</u>	4
		日本の現代文化	4
		<u>日本の伝統文化</u>	4
		地域研究 (北アメリカ)	4
		地域研究 (ヨーロッパ)	4
		地域研究 (アジア)	4
		比較文化研究	4
		多文化共生	4
		社会学	4
		政治学	4
		経済学	4
		<u>法学</u>	4
		国際関係A	4
		国際関係B	4
		国際政治経済論	4
		ツーリズム・マネジメント	4
		<u>国語学概論</u>	4
		<u>日本語学研究A</u>	4
		<u>日本語学研究B</u>	4
		音声学特殊講義	4
		<u>国文学概論</u>	4
		<u>漢文学概論</u>	2
<u>書道</u>	2		

区分	授 業 科 目	単位数	
専 門 教 育 科 目	専 門 選 択 科 目	<u>国語科教育法 I</u>	4
		<u>国語科教育法 II</u>	4
		<u>言語学研究 A</u>	4
		言語学研究 B	4
		言語学研究 C	4
		言語分析	4
		英検演習 (準1級)	2
		英検演習 (1級)	2
		TOEFL演習 I	2
		TOEFL演習 II	2
		TOEIC演習 I	2
		TOEIC演習 II	2
		心理学	4
		<u>教育心理学</u>	4
		<u>教職概論</u>	2
		<u>教育制度概論</u>	2
		<u>教育方法の理論と実践</u>	2
		<u>生徒・進路指導論</u>	2
		渡日外国人児童教育	2
		<u>教育相談</u>	2
		日本語教授法 A	4
		日本語教授法 B	4
		日本語教育実習	2
		日本語教育実習演習	2
		日本語教育実践実習 A	2
		日本語教育実践実習 B	2
		<u>デジタルリテラシー</u>	2
		キャリアデザイン	2
		キャリア形成	2
		国際教養 A	4
		国際教養 B	4
		国際教養 C	4
国際教養 D	4		
国際教養 E	4		
国際教養 F	4		
国際日本総合演習 I	2		
国際日本総合演習 II	2		
インディペンデント・スタディ I	2		
インディペンデント・スタディ II	2		

英米語学科 ・ スペイン語学科 ・ 英語・デジタルコミュニケーション学科 ・ 国際日本学科

全学共通教育科目

区分	授 業 科 目	単位数
全学共通教育科目	哲学	4
	人権問題論	4
	憲法※	4
	民法※	4
	労働関係法※	4
	政治学※	4
	グローバル・アース	4
	数学	4
	心理学※	4
	科学とくらし※	4
	文学	4
	総合科目A	4
	総合科目B	4
	総合科目C	4
	総合科目D	4
	総合科目E	4
	総合科目F	2
	総合科目G	2
	総合科目H	2
	総合科目I	2
	スポーツ健康科学	<u>2</u>
	スペイン語 I	2
	スペイン語 II	2
	中国語 I	2
	中国語 II	2
	中国語 III	2
	フランス語 I	2
	日本文学史	2
	ドイツ語 I	2
	ドイツ語 II	2
	イタリア語 I	2
	イタリア語 II	2
	ハンガール I	2
	ハンガール II	2
ロシア語	2	
ポルトガル語	2	
デンマーク語	2	
スウェーデン語	2	
ハンガリー語	2	
フィンランド語	2	
アラビア語	2	
ラテン語	2	

区分	授 業 科 目	単位数
全学共通教育科目	就業体験実習 A	2
	就業体験実習 B	2
	就業体験実習 C	2
	就業体験実習 D	2
	就業体験実習 E	1
	ボランティア実習 A	2
	ボランティア実習 B	2
	ボランティア実習 C	2
	ボランティア実習 D	2
	ボランティア実習 E	1
	教育基礎論	2
	教職概論※	2
	教育制度概論※	2
	教育心理学※	2
道徳教育の理論と実践	<u>2</u>	
ICTの活用方法と理論	<u>1</u>	

※印の授業科目は国際日本学科を除く

別表第2 英語国際学部 【省略】

別表第3 英語キャリア学部 【省略】

別表第4 国際共生学部 【省略】

別表第5 教育の基礎的理解に関する科目等

(外国語学部 英米語学科・スペイン語学科・
国際日本学科
英語国際学部 英語国際学科
英語キャリア学部 英語キャリア学科)

免許法施行規則に定める科目	授業科目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2
	教職概論	2
	教育制度概論	2
	教育心理学	2
	特別支援教育概論	2
	教育課程の意義と編成	1
	道徳教育の理論と実践	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の理論と実践	1
	特別活動の理論と実践	2
	教育方法の理論と実践	2
	生徒・進路指導論	2
	I C Tの活用方法と理論	1
	教育相談	2
	教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ
教育実習Ⅱ		3
教職実践演習(中・高)		2
大学が独自に設定する科目	介護等体験実習	2
	学校体験活動	2

別表第6 日本語教員養成に関する科目

(外国語学部 国際日本学科)

区分	授業科目	単位数
社会・文化・地域に関する科目	地域研究(北アメリカ)	4
	地域研究(ヨーロッパ)	4
	地域研究(アジア)	4
	比較文化研究	4
	国際関係A	4
	国際関係B	4
言語と社会に関する科目	国際日本文化論	4
	日本文化史	4
	日本の現代文化	4
	日本の伝統文化	4
	社会学	4
	政治学	4
言語と心理に関する科目	心理学	4
	教育心理学	2
言語と教育に関する科目	教職概論	2
	教育制度概論	2
	教育方法の理論と実践	2
	生徒・進路指導論	2
	渡日外国人児童教育	2
	教育相談	2
	日本語教授法A	4
	日本語教授法B	4
	日本語教育実習	2
	日本語教育実習演習	2
	日本語教育実践実習A	2
日本語教育実践実習B	2	
言語に関する科目	国際日本基礎演習Ⅰ	2
	国際日本基礎演習Ⅱ	2
	日本語学研究A	4
	日本語学研究B	4
	音声学特殊講義	4
	言語学研究A	4
	言語学研究B	4
	言語学研究C	4
言語分析	4	

別表第7 図書館司書に関する科目

(外国語学部 英米語学科・スペイン語学科、
英語国際学部 英語国際学科、
英語キャリア学部 英語キャリア学科・英語
キャリア学科小学校教員コース)

区 分		授業科目	単位数	
図書館司書に関する科目	必修科目 (甲群)	基礎科目	生涯学習概論	2
			図書館概論	2
			図書館制度・経営論	2
			図書館情報技術論	2
		図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2
			情報サービス論	2
			児童サービス論	2
			情報サービス演習A	1
			情報サービス演習B	1
		図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2
			情報資源組織論	2
			情報資源組織演習A	1
			情報資源組織演習B	1
		選択科目 (乙群)	図書館基礎特論	1
			図書館情報資源特論	1
		図書・図書館史	1	

別表第8 司書教諭に関する科目

(外国語学部 英米語学科・スペイン語学科、
英語国際学部 英語国際学科、
英語キャリア学部 英語キャリア学科・英語
キャリア学科小学校教員コース)

区 分	授業科目	単位数
司書教諭に関する科目	学校経営と学校図書館	2
	学校図書館メディアの構成	2
	学習指導と学校図書館	2
	読書と豊かな人間性	2
	情報メディアの活用	2

別表第9 取得できる免許状の種類（第37条関係）

学部	学科等	取得できる免許状
外国語学部	英米語学科	高等学校教諭一種免許状（英語） 中学校教諭一種免許状（英語）
	スペイン語学科	高等学校教諭一種免許状（スペイン語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 中学校教諭一種免許状（スペイン語） 中学校教諭一種免許状（英語）
	国際日本学科	高等学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（国語）
英語国際学部	英語国際学科	高等学校教諭一種免許状（英語） 中学校教諭一種免許状（英語）
英語キャリア学部	英語キャリア学科 (小学校教員コースを除く)	高等学校教諭一種免許状（英語） 中学校教諭一種免許状（英語）
	英語キャリア学科 小学校教員コース	小学校教諭一種免許状

別表第10 入学検定料（第24条、第29条、第54条、第55条関係）

対象年度入学者	区分	納付金種別	金額
全学生対象	学部学生	入学検定料	30,000円 *1
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 5学科・コース出願まで	15,000円
		入学検定料(大学入学共通テスト利用入試) 6学科・コース出願以上	20,000円
	科目等履修生	受入検定料	10,000円 *2
	研究生	受入検定料	10,000円

1. 公募制推薦入試および一般入試（前期日程）において、同日併願受験をする場合の追加の入学検定料は1学科・コースにつき5,000円とする。

2. 本学（短期大学部を含む）卒業生、卒業見込者の受入検定料は半額とする。ただし、本学大学院生で研究指導教員の指導にもとづき学部の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

日本文学史

別表第11 入学金、授業料その他納付金（第26条、第29条、第46条、第54条、第55条、第57条関係）

対象年度入学者	区分	納付金種別	金額（年額）
全学生対象	学部学生	入 学 金	250,000円 *1
		授 業 料	800,000円
		教育充実費	350,000円
	休 学 者	在 籍 料	120,000円 *2
	科目等履修生	登 録 料	10,000円 *3
		履 修 料	10,000円 *4
	研 究 生	登 録 料	10,000円 *3
		研 修 料	40,000円 *5

1. 本学短期大学部からの3年次編入学生および再入学学生の入学金は150,000円とする。

2. 1学期分の在籍料は、年額の半額とする。

3. 登録料は当該年度1回のみ徴収する。ただし、本学大学院生で研究指導教員の指導にもとづき学部の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

4. 履修料は1単位あたりの金額とする。ただし、本学大学院生で研究指導教員の指導にもとづき学部の特定の授業科目を履修する者は免除とする。

5. 研修料は、1学期分については当該金額の半額とする。ただし、関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程第3条に規定する海外の協定締結大学または教育機関からの学生等および本学が認めた者は、これを徴収しない。

6. 別表第11に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

**外国語学部
国際日本学科
履修規程【抜粋】**

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、関西外国語大学学則（以下「学則」という）にもとづき、入学から卒業までの授業科目（以下「科目」という）の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

第 6 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 90 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 11 に定める。

表 11 取得できる免許状の種類および教科

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	国 語
中学校教諭一種免許状	

(基礎資格および最低修得単位数)

第 91 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 12 に定める。

表 12 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること		
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数			
	免許法施行規則に定める単位数		本学部で定める単位数
免許状の種類	高等学校教諭 一種	中学校教諭 一種	高等学校教諭 中学校教諭 一種 (国語)
免許法施行規則 に定める科目区分			
教科及び教科の指導法に 関する科目	24	28	28
教育の基礎的理解に 関する科目	10	10	11
道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目	8	10	12
教育実践に関する科目	5	7	7
大学が独自に設定する科目	12	4	2
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作		

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(免許取得義務)

第 92 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 93 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 13 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	配当年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	28	<u>国語学概論</u>	<u>4</u>	1	
			<u>日本語学研究 A</u>	<u>4</u>	1	いずれか1科目選択必修
			<u>日本語学研究 B</u>	<u>4</u>	2	
			<u>言語学研究 A</u>	<u>4</u>	1	
	国文学（国文学史を含む。）		<u>国文学概論</u>	<u>4</u>	1	
			<u>日本文学史</u>	<u>4</u>	1	いずれか1科目選択必修
			<u>日本の伝統文化</u>	<u>4</u>	2	
	漢文学		<u>漢文学概論</u>	<u>2</u>	2	
	書道（書写を中心とする。）		<u>書道</u>	<u>2</u>	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		<u>国語科教育法 I</u>	<u>4</u>	2	
<u>国語科教育法 II</u>		<u>4</u>	2			

- (1) 「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」「国語科教育法 I」「国語科教育法 II」は必ず修得しなければならない。
- (2) 国語学は、「日本語学研究 A」「日本語学研究 B」「言語学研究 A」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (3) 国文学は、「日本文学史」「日本の現代文化」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (4) 「国語学概論」「国文学概論」「漢文学概論」「書道」は、一般的包括的な内容を含む。

表 14 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		2
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		3
		教育課程の意義と編成	1		2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		2
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		3
		特別活動の理論と実践	2		3
		教育方法の理論と実践	2		3
		ICTの活用方法と理論	1		3
		生徒・進路指導論	2		3
第5欄	教育実践に関する科目	教育相談	2		2
		教育実習Ⅰ	5		4
		教育実習Ⅱ		3	4
第6欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習(中・高)	2		4
		介護等体験実習	2		3
		学校体験活動		2	2
合計			32	5	

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 「特別支援教育概論」「教育課程の意義と編成」「総合的な学習の時間の理論と実践」「特別活動の理論と実践」「教育実習ⅠおよびⅡ」「教職実践演習(中・高)」「介護等体験実習」「学校体験活動」は、卒業の要件とする単位に算入しない。
 - (3) 「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含むものとする。また、「教育実習Ⅱ」は、科目等履修生などを対象とした科目である。
 - (4) 「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象とし、原則として4年次秋学期に開講する。
- 2 本学科における免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表13および次の各号に定める。

表 13 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
に 免 許 法 施 行 規 則 第 66 条 の 6 に 定 め る 科 目	日本国憲法	法 学	4		◎	2	日本国憲法2単位を含む
	体 育	スポーツ健康科学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション	Communication in English I	4	○		2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	デジタルリテラシー	2		◎	1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「憲法」「スポーツ健康科学」「デジタルリテラシー」は、必ず修得しなければならない。

(「教育実習」履修要件)

第 94 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等（第 3 欄・第 4 欄）」に定める科目のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
 - (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
 - (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等（第 3 欄・第 4 欄）」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
 - (5) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。
- 3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 95 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 7 章 雑 則

(雑 則)

第 96 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 97 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 8 章 改 廃

(改 廃)

第 98 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

関西外国語大学学位規程【抜粋】

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西外国語大学大学院（以下「本大学院」という）学則第59条および第60条、ならびに関西外国語大学（以下「本大学」という）学則第51条第2項の規定にもとづき、本大学院および本大学において授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類および専攻分野等)

第2条 本大学院において授与する学位は、博士および修士とする。

2 博士および修士の学位に付記する専攻分野名について、研究科の専攻ごとに次の各号のとおり定める。

(1) 博士の学位を授与するにあたっては、研究科の専攻ごとに次に掲げるものから最も適切な専攻分野名を付記する。

研究科名	専攻名	学位（専攻分野名）
外国語学研究科	英語学専攻	博士（英語学）
		博士（英語教育）
	言語文化専攻	博士（言語学）
		博士（言語文化）
		博士（日本語学）
		博士（文化人類学）
		博士（比較文化学）

(2) 修士の学位を授与するにあたっては、研究科の専攻ごとに次に掲げるものから最も適切な専攻分野名を付記する。

研究科名	専攻名	学位（専攻分野名）
外国語学研究科	英語学専攻	修士（英語学）
		修士（英語教育）
	言語文化専攻	修士（言語文化）
		修士（日本語学）
		修士（国際共生コミュニケーション）

第3条 本大学において授与する学位は、学士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野名について、学部の学科等ごとに次のとおり定める。

学部名	学科等	学位（専攻分野名）
外国語学部	英米語学科	学士（英語学）
	スペイン語学科	学士（スペイン語学）
	英語・デジタルコミュニケーション学科	学士（英語学）
	国際日本学科	学士（国際日本）
英語国際学部	英語国際学科	学士（英語国際）
英語キャリア学部	英語キャリア学科	学士（英語キャリア）
	英語キャリア学科小学校教員コース	学士（教育）
国際共生学部	国際共生学科	学士（国際共生）

第4条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、本大学の名称を付記する。

（博士の学位授与要件）

第5条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本大学院学則第47条に規定する期間在学して所定の単位16単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格した者（以下「課程博士」という）
- (2) 大学院の課程を経ないで前号に掲げる者と同等以上の学力を有することが確認され、博士論文の審査および最終試験に合格した者（以下「論文博士」という）

（修士の学位授与要件）

第6条 修士の学位は、本大学院学則第46条に規定する期間在学して所定の単位34単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究の審査および最終試験に合格した者に授与する。

（学士の学位授与要件）

第7条 学士の学位は、本大学学則第17条に規定する修業年限在学し、同学則第50条に規定する卒業所要単位を修得して卒業した者に授与する。